

第37号議案

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月23日

品川区長 濱 野 健

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年品川区条例第41号）

の一部を次のように改正する。

第4条中「から第7項まで」および「(特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める職員を除く。)」を削る。

第5条(見出しを含む。)中「人事委員会規則」を「特別区人事委員会規則」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する一般職の任期付職員を、昇給および降給の対象とする必要がある。